

補助金で暮らしをサポート

子育て世帯等住宅取得支援事業補助金

市内で新たに中古住宅を購入し、定住する若年子育て世帯・新婚世帯へ、購入費用の一部を助成します。

また、今年度から、中古住宅の購入に加え、相続・贈与等で中古住宅を取得し、改修して定住する若年子育て世帯・新婚世帯に対しても、改修費用の一部を助成します。

- ①若年子育て世帯：中学生以下の子を扶養する世帯で、申請者（夫婦どちらか）が満40歳未満の者である世帯
- ②新婚世帯：申請日の時点で婚姻日から3年以内の夫婦か婚姻予定で、どちらも満40歳未満の世帯
- ③移住希望者：市内に定住するため転入する若年子育て世帯か新婚世帯で、転入日以前の3年間に於いて本市に住んでいないこと

対象物件

- ・新耐震基準の住宅の場合は、3カ月以上居住していない市内の中古住宅で、延べ床面積75㎡以上のもの（居住面積が2分の1以上の併用住宅を含む。）
- ・旧耐震基準の住宅の場合は、上記要件に加え、耐震診断の結果に基づき、耐震改修又は耐震シェルター等の設置工事を行った場合が対象。

補助内容

- ①②購入費または改修費の2分の1（上限30万円）
- ③購入費または改修費の2分の1（上限50万円）
- ※①②③とも、親世帯と同居・近居で10万円加算。
- ※その他条件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

この補助金と併用で、【フラット35】の借入金利が当初5年間、年0.25%引き下げ可能となります。詳しくは（独）住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。▶



申請まちづくり推進課（☎0848-38-9347）

小型合併浄化槽補助金制度

- ①合併浄化槽工事を行っていないこと
- 自己居住用の個人住宅で10人槽以下のもの
- ※店舗などを併設するものも含むが、補助は住宅部分のみ。
- 工事が令和3年3月15日(月)までに終了すること

補助金額

区分	改築	改築以外
5人槽	482,000円	166,000円
7人槽	564,000円	207,000円
10人槽	698,000円	274,000円

※合併浄化槽から転換の場合は補助の対象となりません。

※改築は、同一敷地内で単独処理浄化槽か汲取り便槽を廃止し小型浄化槽を設置すること。既存の住宅建替えの場合も含む。

※単独浄化槽から転換の場合、更に100,000円を加算。完全撤去の場合（増改築・建替え除く）、更に上乗せ補助金が加算される場合あり。

補助の対象にならない地域

公共下水道事業計画区域、漁業集落環境整備事業区域、農業集落排水事業整備区域、団地内などの処理施設で生活排水を処理している区域

申請 上下水道局下水道課（☎0848-29-7010）

因島土生町商店街の空き店舗等の活用を支援

因島土生町商店街にある空き店舗・空き家を活用して新たに店出開業する経費のうち店舗部分の施設改修、備品購入の一部を助成します。

①個人事業主・中小企業者・NPO法人で、令和3年3月31日(水)までに開業できる人

②補助対象経費の2分の1（上限250万円）

募集数 2者

※交付要件等、詳しくは市ホームページ掲載の募集要項をご覧ください。

③4月15日(水)

④6月15日(月)

申請 因島総合支所しまおこし課

（☎0845-26-6212）

まちづくり活動を支援します

市民の皆さんによる自主的なまちづくり活動に対して、補助金を交付して支援しています。

■市民活動部門

①市内在住か勤務している5人以上のグループ

■地域コミュニティ部門

②町内会・区長会等の住民自治組織や地区社会福祉協議会

【共通事項】

補助金額 対象経費の3分の2以内（上限額50万円、2年目以降30万円）※最長3年まで。

③6月12日(金)までに、所定の様式を提出

※書類審査を行い、後日通知します。

申請 政策企画課（☎0848-38-9435）

尾道市中小企業融資制度

中小企業の皆さんが、資金調達を円滑にできるように、金融機関・広島県信用保証協会と協力して低利の融資を行っています。

①市内に事業所を有し、1年以上引き続き事業を営む納税成績良好な中小企業者や事業協同組合など

補助内容 市が信用保証料の半額を負担し、料率を信用保証協会より低く設定

融資制度の種類

（令和2.4.1現在）

資金の種類	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率
運転資金	会社・個人 普通貸付 1,500万円	7年以内 (内据置6か月以内)	短期年1.9%以下 (1.5%以下)	所定の信用保証料率 0.45%~1.9% うち 本人負担分 0.225%~0.95% ※所定の料率から 本人負担分へ 引き下げた 半額部分は市が負担
	事業協同組合等 1,800万円		長期年2.1%以下 (1.7%以下)	
設備資金	会社・個人 小口貸付 500万円	7年以内 (内据置6か月以内)	短期年1.8%以下 (1.4%以下)	
	会社・個人 事業協同組合等 2,500万円 2,800万円		長期年2.1%以下 (1.7%以下)	
		10年以内 (内据置1年以内)	年2.1%以下 (1.7%以下)	

※融資利率の()内の利率は、広島県信用保証協会の保証付きの場合に適用。

申請 商工課（☎0848-38-9182）

市内の金融機関

尾道商工会議所（☎0848-22-2165）

因島商工会議所（☎0845-22-2211）

尾道しまなみ商工会（☎0848-44-3005）

尾道しまなみ商工会御調支所

（☎0848-76-0282）

尾道しまなみ商工会瀬戸田支所

（☎0845-27-2008）

地域集会施設の新築・リフォーム等を助成します

補助対象 ①地域集会施設の新築・購入等

②リフォーム・修繕

※令和2年度内に事業完了するもの。

※工事着手後の申請は対象となりません、事前にお問い合わせください。

③町内会、区長会等（①は認可地縁団体に限る）

補助金額 対象経費の2分の1以内（上限額：①400万円②200万円）※ただし、予算の範囲内。

申請 ①10月30日(金)までに所定の様式を提出 ②随時

申請 ①政策企画課（☎0848-38-9435）

②高齢者福祉課（☎0848-38-9137）

創業者・創業予定者のチャレンジを応援します

■創業資金利子補給金交付制度

創業に係る支払利子相当額を2年間補助します。（年間上限30万円、1事業者1回限り）

①市内に事業所を有している事業者

○（株）日本政策金融公庫の創業に係る資金・広島県制度融資の創業支援資金の融資を受けて1年以内に創業した事業者か、創業後1年以内に融資を受けた事業者

○納税成績の良好な事業者

適用期間 令和7年3月31日までの融資実行分

※融資実行日から60日以内に申請。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請 商工課（☎0848-38-9182）

■尾道市創業支援補助金

市内で新たに創業するための初期投資の一部を助成します。

①市内に新たに事業所を設置しようとしている新規創業者（本人か親族所有の建物において、新たに創業する者を除く。）

○特定創業支援等事業(*)を受けた証明書を有する人

○創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とする融資を受ける事業

補助金額 事業所開設の整備に要する経費の2分の1（上限50万円）（建物の改修か修繕の経費）

申請 令和3年1月29日(金) ※予算がなくなり次第終了。

(*)創業に必要な知識を身に付けられる、創業支援事業計画に位置付けられた商工団体等による継続的な支援。

申請 商工課（☎0848-38-9182）